平成２８年４月１８日

**勤勉手当の勤務期間における育児休業期間の除算の取扱いについて（提案）**

**１　提案理由**

　　　地方公務員の育児休業等に関する法律第２条の規定により育児休業（公益的法人等派遣職員にあっては、育児休業 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２条第１号に規定する育児休業）をしている職員について、人事院規則９－４０（期末手当及び勤勉手当）が改正されたことを踏まえ、下記のとおり取扱いを変更する。

**２　提案内容**

短期の育児休業取得者に対する勤勉手当の取扱いについて、育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１か月以下の職員については、当該期間を勤勉手当の勤務期間より除算は行わない。

**３　実施時期**

　　　平成２８年６月１日

　　（平成２７年１２月２日から平成２８年５月３１日の間に１か月以下の育児休業の承認を受けて休業した期間を含む。）

**４　協議期限**

　　　平成２８年５月１６日